

廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における2050年カーボンニュートラルの実現を目的とし、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の自ら居住し、又は居住を予定する戸建ての居住専用住宅（以下「住宅」という。）に、次の各号及び別表第1に掲げる要件を満たす住宅用太陽光発電設備及び蓄電池（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があり、費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超えないこと。
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であること。
- (4) PPAモデル又はリースによる導入設備でないこと。
- (5) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 補助対象設備を専ら事業用として使用するもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第9条の規定による実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置した住宅に居住する個人であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者
- (2) 国等による他の補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（同一世帯員を含む。）
- (3) 同一年度において、補助金の交付決定を既に受けている者
- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (5) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に係る別表第2に掲げる設備購入費、設置工事費その他補助事業の実施に要する経費（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）のうち市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

- (2) 補助対象設備を設置する住宅の周辺図
 - (3) 補助対象設備の型番、設備容量及び効率等が確認できるカタログ又は仕様書の写し
 - (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し及びその内訳書
 - (5) 補助対象設備設置予定図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）
 - (6) 直近 1 年間の使用電力量が分かる書類
 - (7) 補助対象設備設置前の現況カラー写真
 - (8) 補助対象事業を行う住宅が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものである場合は、その所有者又は共有者全員の承諾書
 - (9) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類（交付申請書を提出する以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
 - (10) 申請者の世帯全員の住民票の写し（交付申請書を提出する以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
 - (11) 補助金交付申請事務を委任する場合は委任状
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、施工業者の選定に当たっては、複数者から見積書を徴取し比較を行うよう努めなければならない。
- 3 申請者は、次条第 1 項の規定による交付決定の後でなければ、補助対象設備の設置工事に着手してはならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止の申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費及び補助金の額

(2) その他補助金の交付に影響を及ぼすと市長が認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金事業変更・中止承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金実績報告書（別記様式第7号）に次掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る契約書の写し

(2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(3) 補助対象設備の設備購入費及び設置工事費の内訳が確認できる明細書

(4) メーカーが発行した保証書の写し

(5) 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）

(6) 補助対象設備設置後の現況カラー写真

(7) 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限までに提出できないと認めた場合は、提出期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金確定通知書（別記様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定によりその額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第12条 補助事業者は、第10条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、第10条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は前2項の規定により補助金の額を再確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適切であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付決定（一部）取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金返還命令書（別記様式第10号）により、その返還を命ずるものとする。

（報告、調査等）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、当該補助金の交付に係る書類を調査し、又は現地調査を行うことができる。

（書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る事業記録及び経理を明らかにする書類を整理し、証拠書類とともに、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該補助事業の完了の日から起算して別表第4に定める耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

（取得財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助対象設備を別表第4に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその適切な運用を図らなければならない。ただし、天災等による破損等自己の責めによらない理由により対象設備が毀損したときは、この限りでない。

（財産処分の制限）

第 18 条 補助事業者は、設置した補助対象設備については、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助対象設備が別表第 4 に定める耐用年数の期間を経過した時は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金補助対象財産処分承認通知書（別記様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合における承認の基準については、国の交付金等を財源の全部又は一部とし補助金を交付しているときは、当該交付金等に係る所管省庁の承認基準に準じるものとする。

（消費電力量等の報告）

第 19 条 補助事業者は、補助対象設備により発電した電力量や消費量等について、消費電力量等報告書（別記様式第 13 号）により、市長が指定する日までに報告しなければならない。

（協力の要請）

第 20 条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて協力を求めることができる。

（雑則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日告示第 37 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年４月１日告示第１３０号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第１２６号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月２７日告示第２３９号）

１ この告示は、令和４年９月２７日から施行する。

２ 改正後の廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和５年５月３１日告示第１６７号）

この告示は、令和５年５月３１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日告示第１４７号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示第１０９号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

区分	補助対象設備の要件
太陽光発電設備 （自家消費型）	（１） 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成する設備であること。 （２） 個人の住宅の屋根等に設置するものであること。 ただし、ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備は補助の対象としない。 （３） 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切捨て）が１kW以上１０kW未満の設備であること。 （４） 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記（３）を満たしていること。また、モジ

ュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。

(5) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。

(6) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。

(7) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。

(8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない設備であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。

(10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。

特に、次のア～ケをすべて遵守していることを確認すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーション

ョンを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	(1) 壁又は床に固定するシステムであること。 (2) 補助対象事業により導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。 (3) 1 kWhあたりの価格が12万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備となるよう努めること。 (4) 原則として太陽光発電設備（自家消費型）により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (5) 未使用品であり、メーカーのサポートを受けられること。 (6) 家庭用蓄電池（4,800 Ah・セル相当のkWh未満）で、次のア～カの全てを満たすこと。 ア 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量1.0 kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のもの
------------------------------	---

をいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。

(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1 5 1 1 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、

5 分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

JIS C 8 7 1 5 — 2 又は IEC 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ）

(ア) JIS C 4 4 1 2 の規格を満足すること。
ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、JIS C 4 4 1 2 —

	1 若しくはJIS C 4 4 1 2—2※の規格も可とする。 ※JIS C 4 4 1 2—2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE—CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。 カ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が10kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

別表第2（第4条関係）

区分	補助対象経費の内容
太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 設備購入費 (太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	(1) 設備購入費 (蓄電池本体、電力変換装置等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)

別表第3 (第5条関係)

区分	補助金の額	補助上限額
太陽光発電設備 (自家消費型)	補助対象経費の10/10	70,000円/kW
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	補助対象経費の1/3	50,000円/kWh

別表第4 (第16条、第17条、第18条関係)

区分	耐用年数
太陽光発電設備 (自家消費型)	17年
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	6年